相続手続依頼書

受付番号 417-505-024232

株式会社 横浜銀行 あて

(西暦) 2024年 03月 28日

ŧ	おなまえ 堀 貞雄		(
١,			(西暦)	2023年	8月9日 死亡
<u> </u>	· 必ず、ご本人が署名をしてください。)				
	関係書類の送付を受ける相続関係者がこの欄に署名してください。				
	(-)	(=	_)	
-	おところ 東京都町田市森野一丁目22番5号	おところ			
	町田310五十子ビル3F (実印	1)			(実印)
	おなまえ相続人代理人	おなまえ			/
	相続手続支援センター町田有限責任事業組合)			(印)
	株式会社プロフィット・ワン 職務執行者 大貫利一、	i			`~_~'
	│ 投資信託・公共債(特定口座)関係以外の横浜銀行からの送付物は、 │ 相続関係者に送付いたします。上記以外の方への送付を希望する場				
	後記8にご記入ください。	1100			
t	(〒 −)	(=)	9-9-4
	おところ	おところ		,	
	(実印	1)			(実印)
	 おなまえ	おなまえ			/>
	(印	, ,			(印)
	`~_~				`\'
	(〒 –)	(〒	_)	
	おところ	おところ			(rh(n)
ŀ	(実印	')			(実印)
	おなまえ	おなまえ			
	l h	<i>]</i>			/ 申 /
	\				`\'
重节	、私(共)のほかに相続人その他の権利関係を有する者はい帯して責任を負い、銀行にはいっさいの迷惑、損害をかけません。 相続方法	せん。 記			
	相続方法は、次のA~Fのいずれかの〇印を付した項目で				
	A. 遺言により、後記2.3.5.6.のとおり相続します。(※遺言 3. 遺言はなく、相続人は私一人につき私が相続します。	ヨ はめるものの、返	見 合によりない手続き	でわこぶり場合	1、トに記入くた
\Box	D. 遺言はなく、相続人全員の協議により、後記2.3.5.6.(のとおり相続しまる	d⊤.		
	 遺言はなく、家庭裁判所の調停・審判により、後記2.3.		· ·		
С	遺言はなく、遺産分割協議も行われていないため、相続			します。	
C D					
C D	(以下、共同相続といいます)				
C D					
C D E F		定します。なお、上	 記1(1)Aで遺言執行	者がいる場合に	は、遺言執行者
CDE F	・ ・ 代表者または代理人が手続きを行う場合は、次の者を指す。		 記1(1)Aで遺言執行 の事項を行います。	者がいる場合に	は、遺言執行者

保存期間:結末後10年

C. 貸金庫·保護預け契約の解約、収庫品·預け品の受取および解約返戻手数料の受取に関する件

2. 相続預金の明細

店番	店名	預金種類	口座番号	総合口 座貸越	払戻を受ける者	・ 喪失の場合 ☑してください
417	古淵支店	普通預金	1325440		相続人全員	□通帳 □証記 □カード
				:	相続人全員	□通帳 □証記 □カード
						□通帳 □証記□カード
						□通帳 □証記□カード
						□通帳 □証記 □カード
						□通帳 □証記□カード
T=10	分会車項な 。	フマのこう かのしかけてはもとは拓	-tt-			

下記の注意事項を了承のうえ、次のとおり手続きを依頼します。

- 【(1)上記相続預金(休眠預金等代替金を含みます)の解約・払い戻しにあたっては、預金規定にかかわらず、預金払戻請求書、休眠 【 預金等代替金支払請求書、小切手、通帳・証書(外貨預金を除く)の提出はせず、銀行所定の方法で取り扱うこと。
- (2)横浜バンクカードSuica・横浜バンクカードSuicaゴールド・ETCカード・外貨預金の通帳、証書を喪失している場合、提出できないため、銀行所定の方法で取り扱うこと。
- (3)総合口座当座貸越金がある(上記総合口座貸越欄に○の表示)場合は、担保預金を解約しその解約元利金から当座貸越金 およびその貸越利息を差し引きのうえ、残額を私(共)に払い戻すこと。なお、総合口座当座貸越金の返済後、当座貸越金に対する 利息のみ未払いである場合、総合口座貸越欄に○の表示がなくても同様の取り扱いとすること。

【注意事項】

- ・上記依頼内容の取り扱いについて、銀行にはいっさいの迷惑、損害をかけないこと。
- ·外貨預金の換算相場は、解約日の対顧客電信買相場(TTB)を適用すること。
- ・総合口座当座貸越金を相続される方は、当座貸越金およびその貸越利息の合計金額以上の総合口座内の担保預金も併せて相続すること。
- ・喪失している横浜バンクカードSuica・横浜バンクカードSuicaゴールド・ETCカード・外貨預金の通帳、証書が後日発見された場合には、ただちに銀行に提出すること。
- |·デリバティブ預金の払戻は、別途お手続きが必要となること。
- ・相続預金は原則として払い戻しとなること。名義変更を希望される場合は、別途申し出ること。
- ただし、預金種類によっては名義変更のお取り扱いができないこと。
- ・遺言の場合は受遺者のお名前、分割協議の場合は当該預金を受け取る相続人のお名前、共同相続の場合は「相続人全員」 とご記入ください。

3. 公共債・投資信託の明細・取扱方法

	公共債・投資信託の明細			取扱方法		解約・買取・名義変更を	目論見書受領印			喪失の場合	
店番	店名	債券種類·銘柄	口座番号	解約·買取	名義変更	受ける者	(多	ě行年	月日)	☑してください	
417	古淵支店	債券	1003132				,			□公共債	
							(.)	通帳	
										□公共債	
							(.)	通帳	
							(\	□公共債	
							(•	.)	通帳	

下記の注意事項を了承のうえ、次のとおり手続きを依頼します。

- (1)上記公共債·投資信託の振替決済口座管理契約の解約·買取請求にあたり、買取請求書または解約請求書の提出はせず、 銀行所定の方法で取り扱うこと。
- (2)上記公共債・投資信託の名義変更にあたっては、名義変更のお届印について別途印鑑届(顧客カード)を提出すること。
- (3)上記喪失欄にチェックをいれた物件は喪失しており提出できないため、銀行所定の方法で取り扱うこと。

	商品説明に	こついてのご確認	
私は被相続人から名義変更する公共債の	ご確認印	私は被相続人から名義変更する投資信託の	ご確認印
□公共債振替決済口座に関する契約の ご説明書面		□投資信託受益権振替決済口座に関する契約のご説明書面	
□個人向け国債の契約締結前交付書面	; ; ;	□最新の目論見書及び目論見書補完書面	
│□円貨建て債券の契約締結前交付書面 │ の交付・説明を受け、その内容を理解しました。	! ! !	│ の交付を受け、目論見書等に基づく商品内容および手 │ 数料等の費用の説明により、その内容を理解しました。	
	l Santasanan santasan	「 ※パーグ・ググリックがいいにない、このとう中、伝表はつめのとが	

注意事項》

- ・上記依頼内容の取り扱いについて、銀行にはいっさいの迷惑、損害をかけないこと。
- ・喪失した物件が後日発見された場合には、ただちに銀行に提出すること。
- |・遺言の場合は受遺者のお名前、分割協議の場合は当該公共債等を受け取る相続人のお名前、共同相続の場合は「相続人全員」 | とご記入ください。
- なお、名義変更の場合は、承継者(公共債・投資信託の受取人)となるご本人さまのご来店によるお手続きが必要となること。

【裏面へつづく】

投資信託	に関する通知状等は、すべて	て あてに送付することを依頼しま	す。									
5. 金保護	預りの明細・取扱方法	去										
		金保護預りの明細										
店番	店名	取扱方法 金お預かり証書番号 買取 成還 買取代金等を受領する: (引き換え)	喪失の場合 ☑してください									
			□証書									
(1)保護預りし		リ手続きを依頼します。 こあたり、買取請求書の提出はせず、銀行所定の方法で取り扱うこと。 は喪失しており提出できないため、銀行所定の方法で取り扱うこと。										
│・喪失した物件	‡が後日発見された場合には	にはいっさいの迷惑、損害をかけないこと。 は、ただちに銀行に提出すること。 え)を請求する場合は、別途お手続きが必要となること。										
6. 貸金庫	等の表示・取扱方法											
取引店	貸金庫等の種類・番号	取扱方法	喪失の場合 ☑してください	— · — · — (銀行使用	· — · — · — · - I欄)					. — . — . — .		
		左記(貸金庫・保護預け)契約において、(開庫・開封)のうえ、(収庫	□鍵		外貨預金、公	共債、	 投資信託な	 îどの解約·買]		 な接記録簿への	 ·登録を行う)	
		品・預け品)のすべてを引取り、(貸金庫・保護預け)契約を解約する。 左記(貸金庫・保護預け)契約において、(開庫・開封)のうえ、(収庫	□カード		説明日時			相手方	商品(該当に〇)	説明·CRM	登绿玻璃印	
下記の注意事		品・預け品)のすべてを引取り、(貸金庫・保護預け)契約を解約する。 J手続きを依頼します。	□ □カード □	年	月 日/	時	分		外貨預金·公共債 投資信託·()			
		、貸金庫規定にかかわらず、貸金庫返却届の提出はしないので、銀行所気	定の方法で取り	年	月 日/		分		外貨預金·公共債			
(2)上記保護		解約にあたっては、保護預り規定にかかわらず、銀行所定の方法で取り け取り、別途受取書を提出すること。なお、収庫品・預け品がない場合にも		-	л ц/	h4.	73		投資信託・()			
提出すること。			、別歴文収音を	年	月 日/	時	分		外貨預金·公共債 投資信託·()			
【注意事項】 ·上記依頼内容	字の取り扱いについて、銀行	は喪失しており提出できないため、銀行所定の方法で取り扱うこと。 にはいっさいの迷惑、損害をかけないこと。 は、ただちに銀行に提出すること。		【注2】投資 を受けてい	資信託・公共債(特 ^ることを確認する	寺定口. る。	座)がある	場合は、「4. 挌	ス請求権·解約請求書を起題 投資信託·公共債(特定口座 部管理責任者が検印する。)に関する通知	 状等の送付5	上 撮の記入
7. 前記2. 3	3.5.の預金元利金、:	公共債等買取・解約代金(利金等含む)の受取方法							備考		-	
	手数料は無料です。	額を振り込むよう依頼します。										
口座	名義 番号に○を	支店名 料目 B願いします	口座番号				7D.4	+ ~ \d- \d- \d-	.m. 100			T
タンゲカズコ 丹下和子	1. 横 浜 ② _{ゆうちょ}		4 6 3 8 7 6			相続引		売手続完了確認 し、残存する取	^{窓懶} 双引がないことを、各種照会:	票などにより	検印	チェック者印
【注意事項】複 ください。	数人あての振り込み、または	は現金でのお受け取りは別途書類の提出が必要となります。ご希望される	場合は、お申し出	厳正に確認	iがりる。 							
8. 投資信託		らの送付物の送付先 への送付を希望する場合に記入ください。		受付	†番号 417-505-0	02423	2				(該当ない)	場合、斜線)
おところ				123					勘定処理日(自店)	年 月	日	
					目論見書確認欄	-	[
おなまえ				検	印 担当者印	ΙΊ	管理	責任者印	横印 点検記	入 印鑑照合	_ 利用	目目的明示者
			以上	(該)	当ない場合、斜線))	 (該当な	 い場合、斜線)				

4. 投資信託に関する通知状等の送付先